

河和田小学校 いじめ防止基本方針

令和5年5月1日 改訂

前文

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。「いじめることは、人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない。いじめる側が悪いという明快な一事を、毅然とした態度でいき渡らせる。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るために基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、すべての児童が、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないことについて、十分に理解できるように努めます。
- (2) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (3) 本校は、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。
- (4) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめは絶対に許されないという意志のもと、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを指します。
(いじめ防止対策推進法第2条より)

判断については、児童、保護者からの訴えや教員による観察や状況確認の結果、心理的又は物理的な影響を与える行為と考えられる場合、「いじめ」であると判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

- ほめて伸ばす教育
芸術やスポーツ等を含めて児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。
- 人権教育の推進
人権教育担当者を中心に組織的な指導を推進し、全教職員が、同和問題をはじめとする様々な人権問題や人権教育のあり方等についての研修を推し進め、共通理解を図ります。
- 社会性を育成する体験活動の推進
集団宿泊体験や校外学習・修学旅行、ボランティア活動、異世代・他地域交流活動など児童が人と触れ合い、人間関係を作る場を意図的、計画的、系統的に設定します。

○ 道徳教育の充実

「わたしたちの道徳」を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりや認め合いの心、感謝の心等を育む指導を行います。

(2) 学校評価

○ いじめの防止等に関する取組みを評価項目に位置付け

【教職員】

・「今日を見つめて」に目を通し、いじめの未然防止に取り組みましたか。

【保護者】

・お子さんは、学校に楽しく通っていますか。

・お子さんは、友達と仲良くしていますか。

【児童】

・自分から、友達やまわりの人に優しい行いや言葉かけができましたか。

・○学期の学校生活は楽しかったですか。

(3) いじめの未然防止

○ 授業改善

分かる・できる授業の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努めます。

○ 教師と児童、保護者との信頼関係づくり

授業では発言やつぶやきに対し、自己肯定感を高めるような言葉かけをし、休み時間では積極的に児童に声をかけ、温かい人間関係の形成に努めます。学年通信での情報発信や、連絡帳での情報交換を通して、保護者との信頼関係づくりに努めます。

○ 特に配慮が必要な児童への支援、指導

毎月の職員会議内において、配慮が必要な児童についての共通理解を図ると共に、支援や指導の在り方を決めていきます。

○ いじめを許さない学校・学級づくり

児童や保護者が気軽に相談できるように、教育相談体制を整えます。縦割り班による日々の活動や行事、異年齢の交流活動など児童が主体的に取り組む共同的な活動を通して、児童による「絆づくり」ができるような「場」や「機会」を準備していきます。

○ インターネットや通信機器の正しい利用についての指導

「かわだっ子まもルール」を定期的に配布し、「自分ルール」づくりとふりかえりを継続的に行うことで、家庭で未然防止の観点からインターネットの正しい利用についての呼びかけや意識づけを行い、児童や保護者の意識を高める機会を設けます。

○ 開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画など、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○ 弁護士を活用した「いじめ防止授業」

小学4年生を対象に、弁護士を活用した「いじめ防止授業」を実施し、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いについて、理解を図ります。

(4) いじめの早期発見

○ 積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するように努めます。また、毎週金曜日の放課後に行う終礼では、気がかりな児童について、職員間での意見交換や共通理解を図ります。日直による休み時間の巡回や校外補導を強化し、気になることは小さなことでも学級担任等に報告し、全職員で対処します。

○ 自己チェックの活用

帰りの会で、いじめに関する自己チェック（「今日を見つめて」）を行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○ アンケートの実施

学期末にいじめの実態調査（「あのね」）を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○ 教育相談体制の充実

学級担任による個別面談（「おしゃべりタイム」）や、スクールカウンセラーによる定期的な個別面談を通して、一人ひとりの児童との対話を行い、児童の小さなサイン

を見逃さないように努めます。また、適切な助言や学級全体への働きかけにより、好ましい人間関係の構築を図ります。

○ 保護者に対するいじめ調査の実施

家庭訪問や電話連絡などを通して、日頃から保護者との情報交換を密にするとともに、地域住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対処

○ 「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による対応策の立案、対応により被害児童を守ります。

- ① 担任が自学級において、また他の教員が他学年において、見聞きしたことについても、気がかりなことであれば、その日のうちに大小に関わらず、必ず生徒指導主事または教頭に概略を報告します。自分の判断で連絡しないことでいじめを見逃してしまうことを防ぎ、一定の教員が問題として抱え込まないように、速やかに情報を共有するためです。このとき、生徒指導主事は担任から事情を確認し、被害者から聞き取り調査を行います。そして、教頭、校長に報告し、「いじめ対応サポート班」の設置を判断し、設置の是非に関わらず、その時点でいじめとして認知します。
- ② 生徒指導主事は、報告を受けてから即日、「いじめ対応サポート班」を招集し、解決への具体的な方針を決め、対応を開始します。
- ③ 翌日に臨時職員朝礼を行い、全職員がいじめ事案について共通理解をします。
- ④ 翌日が休日の場合、児童からの聞き取り、家庭への連絡や訪問（特に被害者側）をその場で分担して解決への道筋を作つてから休日を迎える。
- ⑤ それぞれの対応を具体的に進めながらも、必要に応じてさらに「いじめ対応サポート班」を招集し、共通理解をはかりながら解決のための対応を継続します。

○ 被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○ 外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポート一等の外部専門家、警察や総合福祉相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

いじめの解消とは、以下の2点の要件を満たしているものと考えます。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月を目安とした期間継続していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者児童本人及びその保護者に対して、面接などにより確認できること。

(7) いじめによる重大事態への対処

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。
- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告します。
 - ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
 - ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、**毎週末開催**します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、教育相談担当、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・いじめが起きない学校・学級づくりについての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実施
 - ・いじめ発見のための工夫および迅速な情報交換と連絡体制づくり
 - ・定期的なアンケート調査や個人面談の計画、実施、点検
 - ・速やかに情報を共有し、いじめを認知した時は「いじめ対応サポート班」の立ち上げを指示

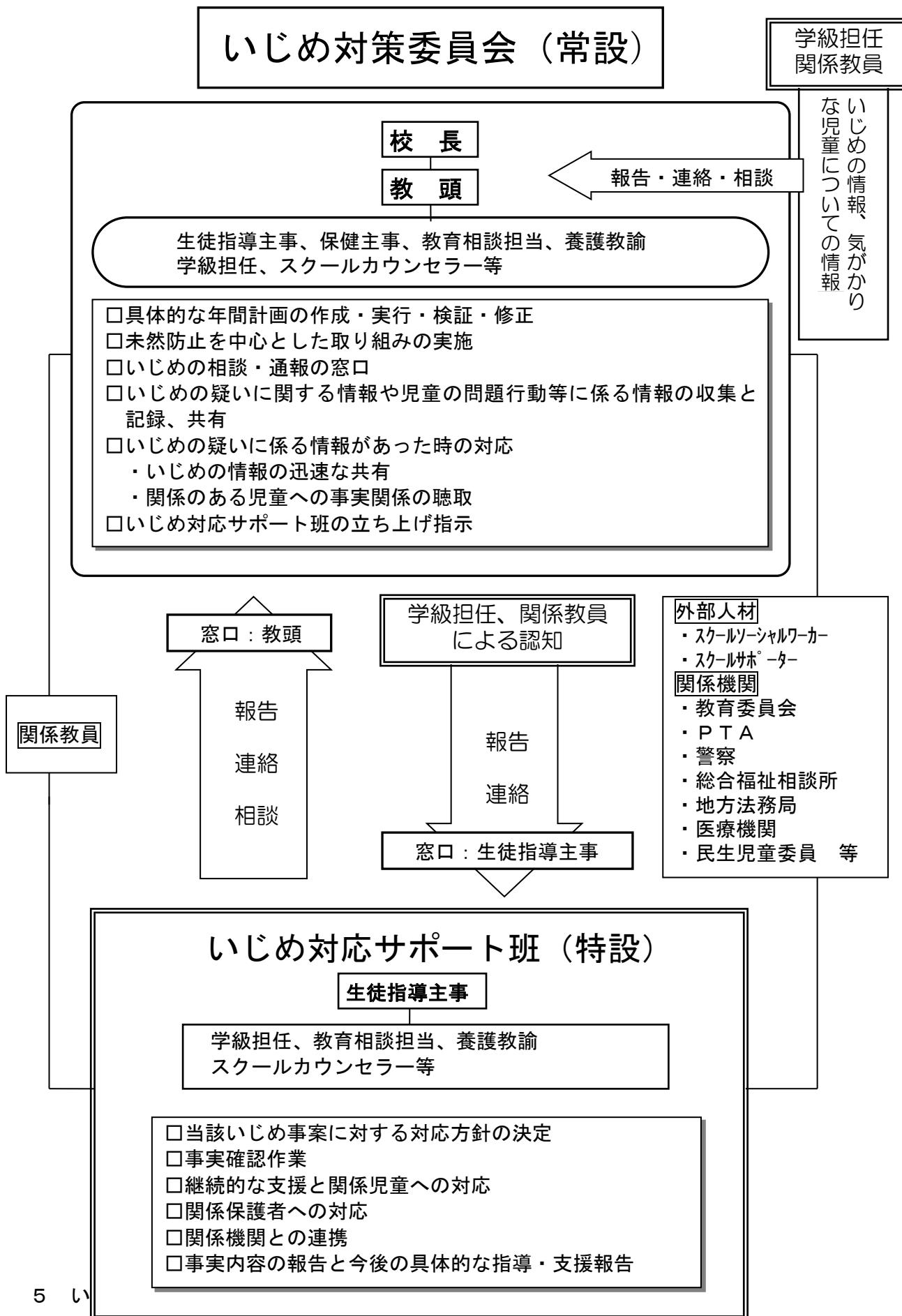
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行います。

(構成員) 生徒指導主事、学級担任、教育相談担当、養護教諭
スクールカウンセラー等

- (活動)
- ・家庭への連絡や訪問、当該いじめ事案に対する対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集・継続的な支援
 - ・保護者や地域社会との連携
 - ・外部人材や関係機関との連携 (P5 (3) 組織図参照)

(3) 組織図



[4~6月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針確認 ・年間計画策定 職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画周知 ・教員のチェック開始 日直、校外補導開始 いじめ対応サポート班 <ul style="list-style-type: none"> ・起きたときに即対応 						
				帰りの会でのいじめの自己チェック開始 終礼（毎週金曜日）で気になる児童の報告			
		名刺交換 仲間作り		仲良くなろうね集会 <ul style="list-style-type: none"> ・2年生としての自己有用感 		花木販売 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア ・自己有用感 	
5 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に状況把握 家庭所在地確認 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との情報交換 ・クラスや地域の子どもの状況も把握 						
				帰りの会でのいじめの自己チェック 終礼（毎週金曜日）で気になる児童の報告			
					田植え <ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあい ・共同作業による絆づくり 	体育大会 <ul style="list-style-type: none"> ・リーダーとしての自己有用感 ・コミュニケーション能力の育成 ・自主的計画 	
6 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に状況把握 授業研究 <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善 ・学習規律 分かる・できる授業の実践。 子どもの居場所や絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施						
				帰りの会でのいじめの自己チェック 終礼（毎週金曜日）で気になる児童の報告			
			町探検 <ul style="list-style-type: none"> ・絆づくり ・地域との交流 		宿泊学習 <ul style="list-style-type: none"> ・絆づくり ・自主的活動 	赤ちゃんたこ体験 <ul style="list-style-type: none"> ・異年齢世代との交流 ・思いやりの心 	
		教育相談週間（おしゃべりタイム）					

[7 ~ 9 月]

教員の動き等	児童の活動等						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
7 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> 定期的に状況把握 夏季休業前指導 保護者会 <ul style="list-style-type: none"> 情報や意見収集 	帰りの会でのいじめの自己チェック アンケート調査実施「あのね」 終礼（毎週金曜日）で気になる児童の報告 学習会（個別指導による学習の補充）					
							I T サポーターによる情報モラル教育 <ul style="list-style-type: none"> ネットモラル 犯罪や被害等
8 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> 1学期のアンケート分析等をもとにした振り返り 2学期に向けて ↓ 職員会議 重点事項の確認 いじめに関する校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ネットの利用 ネット犯罪やその対応等 				稲刈り <ul style="list-style-type: none"> 自然とのふれあい 共同作業による絆づくり 		連合体育大会の練習 <ul style="list-style-type: none"> 学校代表としての有用感 協力、助け合い
9 月		終礼（毎週金曜日）で気になる児童の報告 親子除草 <ul style="list-style-type: none"> 親子の絆づくり 奉仕的精神の育成 					
	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> 定期的に状況把握 情報発信 <ul style="list-style-type: none"> 1学期の分析結果 2学期の取り組み等 ↓ 通信等で 	帰りの会でのいじめの自己チェック 終礼（毎週金曜日）で気になる児童の報告 かわだっ子班での縦割り遊び P T A 親子登山 <ul style="list-style-type: none"> 親子の絆づくり 自然に親しむ心を育む 					

[10~12月]

教員の動き等	児童の活動等						
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	
10 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	帰りの会でのいじめの自己チェック 終礼（毎週金曜日）で気になる児童の報告					
		校外学習 ・社会体験を通して、自分を見つめ直す ・協力、助け合い ・絆づくり					
		かわだっ子班での縦割り遊び					
		蒔絵教室 ・地域の伝統工芸に触れ、地域愛を育む					
11 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	帰りの会でのいじめの自己チェック 終礼（毎週金曜日）で気になる児童の報告					
		かわだっ子班での縦割り遊び					
		おもちゃ作り ・2年生が1年生におもちゃの作り方を教える。自己有用感					
		ふれあいオープンスクール ・地域の人たちとの交流と絆づくり ・体験的な活動					
12 月	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	帰りの会でのいじめの自己チェック アンケート調査実施					
		終礼（毎週金曜日）で気になる児童の報告					
		教育相談週間（おしゃべりタイム）					
保護者会 ・情報や意見収集							
学習会 ・個別指導による学習の補充							
年賀状交流 ・地域の一人暮らし お年寄りとの交流 ・思いやりの心							

[1~3月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期のアンケート分析等をもとにした振り返り ・3学期に向けて <p>↓</p> 職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・重点事項の確認 情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の分析結果 ・3学期の取り組み等 <p>↓</p> <p>通信等で</p>			帰りの会でのいじめの自己チェック			
2 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に状況把握 			帰りの会でのいじめの自己チェック			
3 月	いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画の見直し <p>↓</p> 職員会議 <ul style="list-style-type: none"> ・課題確認 ・計画確認 情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・1年間の分析結果 ・1年間の取り組み等 <p>↓</p> <p>通信等で</p>			帰りの会でのいじめの自己チェック			